平成２１年（フ）第４７０号
大分市大字賀来1280番地の１マンション南大分206
債務者　橋本紀美代
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４７号
宮崎市吉村町大町甲1939番地11
債務者　佐藤　有郎
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４３号
福岡県行橋市大字寺畔397番地３寺畔団地34号
債務者　池田　　浩
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
長崎県雲仙市国見町神代乙60番地４
債務者　牧瀬　博臣
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１９５６号
愛知県小牧市大字小牧原新田1919番地　オリーブハウスⅡ201号
債務者　青野あゆ美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第７１号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地53―105、申立時の住所奈良県天理市川原城町267　東田マンション204号
債務者　岩井　久祥
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３７６号
奈良県生駒市萩の台716番地７
債務者　松岡　美奈
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４１３号
奈良市帝塚山４丁目５番28号
債務者　田中　章夫
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４４４号
奈良県生駒市俵口町962番地８
債務者　中西　育世（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４４９号
奈良県生駒市中菜畑２丁目1058番地４
債務者　赤下部一美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４５４号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町95番地118
債務者　田中　節子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４７６号
奈良県大和郡山市泉原町947番地１
債務者　田中　秀司
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４８５号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町368番地
債務者　水ノ江小秀
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４９０号
奈良市南紀寺町４丁目104番地の28
債務者　大谷　幸惠
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２０８号
青森県黒石市幸町57番地
債務者　山下　雄司
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２２３号
青森県平川市碇ヶ関白沢19番地２
債務者　野澤　文子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２２５号
青森県弘前市大字取上１丁目６番地４
債務者　葛西　敬子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
青森地方裁判所弘前支部